

平成 31 年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

平成 31 年 3 月 14 日 (木)
午前 10 時 00 分～
市役所 3 階 議会委員会室

小 美 玉 市 議 会

総務常任委員会

と き 平成 31 年 3 月 14 日 午前 10 時～

ところ 本庁 3 階 委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議長あいさつ

4. 執行部あいさつ

5. 議 事

1) 議案審査 (全 12 件)

- ①議案第 1 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ②議案第 2 号 小美玉市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の制定について
- ③議案第 3 号 小美玉市シティプロモーション推進懇談会設置条例の制定について
- ④議案第 4 号 小美玉市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- ⑤議案第 5 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ⑥議案第 6 号 小美玉市部等設置条例等の一部を改正する条例について
- ⑦議案第 7 号 小美玉市公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定について
- ⑧議案第 8 号 小美玉市公共施設の暴力排除に関する条例の全部を改正する条例について
- ⑨議案第 9 号 小美玉市公共ホール条例の一部を改正する条例について
- ⑩議案第 15 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 5 号)
(総務常任委員会所管事項)
- ⑪議案第 21 号 平成 30 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- ⑫議案第 33 号 公の施設の広域利用に関する協議について

6. その他

1) 議会案件

- ①議会報告会案件について
- ②行政視察研修について
- ③その他

7. 閉 会

出席委員（6名）

1番	村田春樹君	4番	植木弘子君
8番	長島幸男君	9番	岩本好夫君
12番	小川賢治君	16番	大和田智弘君
18番	市村文男君（委員外）		

欠席委員（なし）



付託案件説明のため出席した者

市長	島田 穰一 君	市長公室長	岡野 英孝 君
企画財政部長 兼財政課長	立原 伸樹 君	総務部長 兼総務課長	我妻 智光 君
市民生活部長 兼生活文化課長	亀山 一 君	議会事務局長	久保田一江 君
消防長	木名瀬美昭 君	会計管理者 兼会計課長	藤本 正子 君
小川総合支所長 兼総合窓口課長	鈴木 定男 君	玉里総合市所長 兼総合窓口課長	飯塚 新一 君
監査委員事務 局長	植田みのり 君	秘書政策課長	中村 均 君
市民協働課長	滑川 和明 君	企画調整課長	佐々木 浩 君
税務課長	園部 章一 君	収納課長	川島 誠人 君
管財検査課長	藤枝 修二 君	市民課長	菊田 裕子 君
環境課長	真家 功 君	議会事務局 次長	戸塚 康志 君
消防次長 兼総務課長	長島 久男 君	消防次長 兼小川消防署長	福田 善久 君
警防課長	中島 賢二 君	予防課長	鈴木 正人 君
財政課長補佐	植田 賢一 君	総務課長補佐	坂本 剛 君
総務課長補佐	大野 和成 君	生活文化課長 補佐	片岡 理一 君
生活文化課長 補佐	林 美 佐 君	防災管理課 危機管理室長	清水 利雄 君
防災管理課長 補佐	道口 聡 君		

議会事務局職員出席者

書 記 中 村 理 佳

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（村田春樹君） おはようございます。

皆様おそろいになりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

初めに、委員長挨拶。長島委員長、お願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 改めまして、おはようございます。

今週は、月曜火曜と予算特別委員会、そして昨日は市内の中学校の卒業式への出席ということで、そして今日は各常任委員会、今日からというようなことで、出席の委員の皆様、本当にご苦労さまでございます。

また、今月末に退職が予定されております部課長の皆様、長い間ご苦労さまでした。また、いろいろお世話になりました。これからも健康に留意され、新しい人生がすばらしいものになるようお祈りをいたしております。

本日の議題は12件、慎重なる審議のほどをお願いいたします。

以上、挨拶といたします。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶。市村議長、お願いいたします。

○議長（市村文男君） 皆さん、おはようございます。

きょうは総務常任委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

28日から開会をされました本定例会、予算特別委員会も終わりました、中日を過ぎたということで、きょうから常任委員会の審査でございます。

ただいま委員長からありましたように、議案12件ということで、それぞれ慎重な審査をお願いしたいと思います。

大変ご苦労さまでございます。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶。島田市長、お願いいたします。

○市長（島田穰一君） 改めて、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、総務常任委員会の付託審議ということで、議員さんにはご苦労さまでございます。

ただいま委員長、議長からありましたように、予算特別委員会、お認めをいただいて、新

年度の予算が立ち上がったということでございました。ありがとうございました。

また、昨日はそれぞれの中学校を手分けしていただいて、それぞれ卒業生にお祝いの言葉をいただいたということで、お忙しい中、ご苦労さまでございました。新しい旅立ちということで、それぞれの道を選ばれ、それぞれの人たちが卒業されたということでございました。よかったなと思っております。

また、今日はただいまありましたように、数多く議案審議があるわけでありまして。それぞれ慎重な審議をいただいて、可決をいただければこんなうれしいことはないわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひますし、説明のほうもしっかり説明をさせますので、お聞き取りをいただいて、結果を出していただければと思ひます。

ありがとうございます。ご苦労さまです。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、長島委員長のほうでよろしくお願ひいたします。

○委員長（長島幸男君） 本日は、福島議員の傍聴を許可いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、3月8日に付託されました議案審査付託表のとおりでございます。

初めに、議案第1号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中村秘書政策課長。

○秘書政策課長（中村 均君） それでは、議案第1号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

今回の条例改正につきましては、市政モニター制度の見直しに伴い、モニター報酬が不要となるため、本条例の別表の市政モニターの項を削除するものであります。

その見直しの内容ですが、現在、市では広聴事業といたしまして、1つ、市政モニター、2つ、市長との対話の日、3つ、市長とのランチミーティング、4つ、はがきによる「私の提案」、5つ、本庁及び支所に設置してある提案箱の設置、6つ、茨城電子申請システムを利用した市政へのご意見等、さまざまな手段がございます。

このたび、その一つである市政モニター制度を廃止し、新たにネットモニター制度を導入するものでございます。

市政モニター制度の廃止の理由といたしましては、これまで広聴事業はどちらかと申しますと市民からの意見を待っている受け身的なものが多かったのですが、今回導入を目指すネットモニター制度は、市側からアンケート等を投げかけ、市民からの意見を積極的に聴取できるようにすることが最大のメリット、目的でございます。

また、インターネットやSNSを活用することで、高校生や子育て世代など、若い世代を含む幅広い層からかつ多くの市民から市政に対する意見を気軽に述べられるようになることもメリットの一つであります。

さらに、聞きたい内容に的を絞って回答を迅速に得ることができることもメリットとして期待しております。

広聴手段ごとの今年度の2月末現在の件数につきましては、市政モニターで20件、対話の日で4人、ランチミーティングで5回、参加者55人、私の提案4件、提案箱6件、市政へのご意見60件と、圧倒的にメールを活用しての提案が多くなっております。

従来の広聴事業につきましては、これまでどおり継続してまいりますので、市といたしましてはこうした現状を発展的に解消するため、制度の見直しを行うものであります。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

村田副委員長。

○副委員長（村田春樹君） 1つ質問なんですけれども、ネットということで、その相手方は名前をしっかりと出すのか、それとも匿名なのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○委員長（長島幸男君） 中村秘書政策課長。

○秘書政策課長（中村 均君） ただいまの村田副委員長のご質問、匿名なのか、さらには名前を公開しながらというものに関しましては、まだ詳細には詰めていないんですけれども、案件ごと、ケース・バイ・ケースに匿名のほうがいいであろうとか、これは責任を持って氏名を申し述べて意見を述べてもらったほうがいいだろうというごとに、うまく事業を展開できればなというようなことで現在は考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

○委員長（長島幸男君） よろしいですか。

大和田委員。

○16番（大和田智弘君） 基本的というか初歩的な質問なんですけれども、今回条例が9件出ていますけれども、そういう中で附則の中で期日を指定しない、これについては公布の日から施行するというふうになっていますけれども、条例は当然、議決されてから何日か後に公布されるんでしょうけれども、その期日はどのぐらいを要するのか、施行するのはいつごろを予定するのか、それについては全体に今回の条例はみんなそのようになっていると思いますので、基本的なことですのでお尋ねしたいと思います。

○委員長（長島幸男君） 坂本総務課長補佐。

○総務課長補佐（坂本 剛君） それでは、ただいま大和田委員よりご質問ございました施行の日に関してですけれども、こちらのほうにつきましては議決をいただいてから速やかに行うという形と、あとは公布の日、やはり指定された日ということで施行するというような内容になっています。

以上です。

○16番（大和田智弘君） 日にち的には10日ぐらいというふうに聞いていたこともあるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。日にちの指定はない。

○委員長（長島幸男君） 坂本総務課長補佐。

○総務課長補佐（坂本 剛君） 日にちの件につきましては、議決日より約1週間ぐらいには行うということにしております。

○16番（大和田智弘君） 了解しました。

○委員長（長島幸男君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言者なし〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 小美玉市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） それでは、議案第2号 小美玉市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の制定についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

本議案、小美玉市まち・ひと・しごと創生有識者会議につきましては、本市が安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築する施策を検討、実施するに当たりまして、専門的見地から意見を聴取するために、平成27年7月に設置をされております。

また、総合戦略策定後も、事業の進捗並びに事業効果の検証、審査等の役割を担っていただいております。

平成30年度までは、要綱を制定した会議を設置しておりましたが、平成31年度に小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改定させていただくことに伴い、今後も継続性を持った提案、検証、審査等を行っていただくために、条例等を提出させていただいた次第でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によってこれを許します。

〔発言者なし〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 小美玉市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 小美玉市シティプロモーション推進懇談会設置条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 引き続き、私のほうからご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第3号 小美玉市シティプロモーション推進懇談会設置条例の制定についてご説明をいたします。

小美玉市シティプロモーション懇談会につきましては、小美玉市民や出身者並びに小美玉市に足しげく通う人たちが、小美玉暮らしの魅力を見つけ、磨き、光を当てて推奨することで、その魅力を多くの人たちと共感し、町に愛着と誇りと当事者意識を持つ人をふやす、いわゆるシビックプライドを高める取り組みを進めるため、シティプロモーション指針の策定及び施策の推進に関し、専門的見地から検証するために設置するものでございます。

委員の人選につきましては、学識経験者1名、シティプロモーションと親和性の高い観光分野から1名、ほか一般公募8名以内で構成する予定でございます。

一般公募に当たりましては、18歳以上で平日夜の会議に参加できる、またSNSの発信にたけている方を応募資格として考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 小美玉市シティプロモーション推進懇談会設置条例の制定について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 小美玉市個人情報保護条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

我妻総務部長。

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） それでは、議案第4号についてご説明をいたします。

着座にて失礼いたします。

小美玉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、市の条例も同規定を適用させるために改正するものでございます。

今回の改正点でございますが、大きく2つほどございまして、1点目は個人情報の定義の明確化でございます。これまで扱いが曖昧でありました指紋情報や顔認識情報、旅券番号等

については、個人識別符号として照合ができる、できないにかかわらず、それ単独で個人情報であるという定義がなされてございます。

次に、2点目の要配慮個人情報に関する規定の整備等でございます。これまでも思想、信条、宗教といったいわゆる肉体的、精神的情報などは取り扱い注意情報でございましたが、本人に対する不当な差別、または偏見が生じないように、特に配慮を要する個人情報については要配慮個人情報として明確に定義されたことでございます。

このように法律と同様の定義とする改正を行うことで、個人情報の開示と保護の適正な取り扱いを図ろうとするものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

主に第2条において、従来の個人情報の定義を法律により新たに定義された個人情報や個人識別符号に関する改正となっております。

さらに、要配慮個人情報の定義も追加してございます。

また、その他の部分については、法律の規定体裁に合わせた所要の改正を行ってございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

岩本委員。

○9番（岩本好夫君） この要配慮個人情報というところに、個人の人種、信条とこう書いてあるんだけど、こういうものが識別できるものは一切出せないということなんですね。

○委員長（長島幸男君） 我妻総務部長。

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） これは法律で定められておりますので、やはりそういうもので認識できるというものについては、個人情報として保護をしていくということになります。

○委員長（長島幸男君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言者なし〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 小美玉市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

我妻総務部長。

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） それでは、議案第5号について説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、これにつきましては地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の条例改正につきましては、昨年8月に示されました人事院勧告に準拠するため、条例の整備を行うものでございます。

主な改正内容ですが、行政職で平均0.2%の引き上げ、特別給等の引き上げについては0.05月分を引き上げてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔発言者なし〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 小美玉市部等設置条例等の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

我妻総務部長。

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） それでは、議案第6号について説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

小美玉市部等設置条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

提案の理由でございますが、行政組織機構の一部の見直しに伴いまして所要の整理を行うため、この案を提出させていただきます。

別表の小美玉市部等設置条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

市長公室の第3号、広報広聴を広聴に変更し、企画財政部に第4号、広報に関することを追加してございます。

次に、市民生活部、第5号、支所、総合窓口業務に関することを追加してございます。

次に、保健衛生部、第4号、病院事業及び診療所を地域医療に変更してございます。

続きまして、小美玉市職員の給与に関する条例新旧対照表、3ページをお願いいたします。

別表第1の7級の項中、自治法第155条第1項の規定に基づき、置かれる市、町等の総合

支所長を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 小美玉市部等設置条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 小美玉市公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

藤枝管財検査課長。

○管財検査課長（藤枝修二君） 議案第7号 小美玉市公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定についてご説明いたします。

説明は着座にて失礼いたします。

本条例の制定につきましては、公共施設の個別施設計画の策定に伴いまして、調査、審議する市の附属機関として委員会を設置するため提出するものでございます。

公共施設の個別施設計画につきましては、個別の施設ごとに具体的な今後の対応方針を定めるものでございまして、財政の抑制や平準化を図りつつ、次世代への負担をできる限り軽減させるためには大変重要な計画となるものでございます。

現在、全国一律にこの計画の策定が進められておりまして、本市におきましても平成31年、32年度の2カ年で策定する計画でございます。

説明は以上です。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔発言者なし〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 小美玉市公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 小美玉市公共施設の暴力排除に関する条例の全部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

藤枝管財検査課長。

○管財検査課長（藤枝修二君） 議案第8号 小美玉市公共施設の暴力排除に関する条例の全部を改正する条例についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

本条例につきましても、地方自治法の規定により、市が条例、規則等で定める全ての公共施設につきましても、暴力団等による使用を制限する旨を規定するほか、所要の改正をすることに伴いまして本条例の全面的な見直しを行うため、この改正案を提出するものであります。

説明は以上です。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

岩本委員。

○9番（岩本好夫君） これ第3条の2かな、この部分では最初、暴力団とわからなくて施設の許可を許してしまっても、後からわかった場合、取り消すことができるということだと思うんだけど、その場合、利用者に損害が生じて責任を負わなくて済むということは、法的に認められることなの、損害賠償なんかあったとしても。

○委員長（長島幸男君） 藤枝管財検査課長。

○管財検査課長（藤枝修二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第3条に規定いたしましたとおり、第3条の第2項にありますように、「当該施設に損害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わない。」とさせていただいておりますので、今、ご質問があったとおりとなります。

以上です。

○委員長（長島幸男君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言者なし〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 小美玉市公共施設の暴力排除に関する条例の全部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま

た。

次に、議案第9号 小美玉市公共ホール条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

亀山市民生活部長。

○市民生活部長兼生活文化課長（亀山 一君） 着座での説明をお許し願います。

議案第9号 小美玉市公共ホール条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、小美玉市公共ホール運営委員会の附属機関としている企画等委員会については、小美玉市文化センターアピオスに小川文化センター活性化委員会、四季文化館みの～れには四季文化館企画実行委員会、生涯学習センターコスモスには生涯学習センターコスモスプロジェクトを置き、運用を行っております。そこで、現在の運用と条例等の規定を見直した上で必要な規定を加えるとともに、改正をいたしたく提案するものであります。

4枚目の新旧対照表をお開き願います。

第14条中に3項として、新たに有識者等委員構成の規定を具体的に追加させていただきました。第15条となりますが、今回の改正でこの条項を新たに追加し、公共ホール3館における、それぞれ小川文化センター活性化委員会、四季文化館企画実行委員会、そして小美玉市生涯学習センターコスモスプロジェクトについては、公共ホール運営委員会を補佐する組織としての位置づけを示すものとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

小川委員。

○12番（小川賢治君） 15条の企画運営委員会で、小川文化センター活性化委員会、それから四季文化館企画実行委員会ですか、それから小美玉市生涯学習センターコスモスプロジェクト、これは現在もこの委員会がありますよね。現在、この委員さんは何名なんですか。

○委員長（長島幸男君） 片岡生活文化課長補佐。

○生活文化課長補佐（片岡理一君） ただいまの小川委員のご質問にお答えいたします。

小川文化センター活性化委員会、そして四季文化館企画実行委員会につきましては、それぞれ15名、そして小美玉市生涯学習センターコスモスプロジェクトにつきましては11名の構成というようになっております。よろしくお願いたします。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） ありがとうございます。

小川文化センター、15名、四季文化館も15名と、学習センターは11名ということで、今後、企画委員はこういった人の中から選任ということではないんですか。

○委員長（長島幸男君） 片岡生活文化課長補佐。

○生活文化課長補佐（片岡理一君） それぞれ企画等委員の構成につきましては、公募などを活用しまして、実際には文化振興に関係する、そういった方々、有識者というようなことも含めまして、そういった住民の方を構成として現在運営をしております。よろしくお願いたします。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） わかりました。

以上です。

○委員長（長島幸男君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 小美玉市公共ホール条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）総務常任委員会所

管事項について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

立原企画財政部長。

○企画財政部長兼財政課長（立原伸樹君） それでは、議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算の総務常任委員会所管分についてご説明を申し上げます。

失礼しまして、着座にて説明をさせていただきますが、私以後の説明につきましても着座にて説明をいたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

初めに、6ページをお開き願います。

第3表繰越明許費でございますが、そのうち総務常任委員会所管の案件について、1件、回答がございます。表の一番上、2款総務費、1項総務管理費、まちづくり構想策定事業で1,030万円。

以上、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

歳入でございますが、総務常任委員会所管につきまして、財政課一括でご説明申し上げます。

初めに、1款市税、1項市民税で1億2,650万円の補正増、同じく2項固定資産税で1億3,020万円の補正増、同じく3項軽自動車税で480万円の補正増、同じく4項市たばこ税で3,500万円の補正減でございます。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金で994万円の補正増でございます。

次に、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金で78万5,000円の補正増でございます。

11ページに移りまして、14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、市税督促手数料で30万円の補正減でございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のうち、まちづくり構想策定支援事業補助金で5万8,000円の補正減、6目消防費国庫補助金、高規格救急車購入事業補助金で8万8,000円の補正増でございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

15款、3項委託金、1目総務費委託金のうち自衛官募集委託金で6,000円の補正増でございます。

13ページに移りまして、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金で、市町村事務処理特例交付金ほか7件で1,700万4,000円の補正減でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金では、財政調整基金積立金利子のほか5件で395万4,000円の補正減でございます。

同じく2項財産売払収入、1目不動産売払収入で706万3,000円の補正増でございます。

次に、18款、1項寄附金、2目総務費寄附金、ふるさと応援に対する指定寄附金ほか1件で1,558万2,000円の補正増、3目衛生費寄附金、環境保全に対する指定寄附金で292万8,000円の補正増でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

19款繰入金、2項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金で1億9,602万3,000円の補正減、幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金で4万1,000円の補正減、ふるさと応援基金繰入金で243万円の補正減、合併振興基金繰入金で4,486万円の補正減でございます。

21款諸収入、4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入、空き地雑草除去受託料で173万5,000円の補正減でございます。

同じく5項雑入、1目滞納処分費で10万7,000円の補正増、5目雑入のうち縣市町村振興協会交付金で70万9,000円の補正増、コンサート入場料で400万円の補正減、市町村アカデミー助成金で2万円の補正減。

15ページに移りまして、玉里土地改良区総代選挙負担金で23万円の補正減でございます。

次に、22款、1項市債、2目衛生費、広域ごみ処理施設建設事業債で1,030万円の補正減、3目農林水産業債、畑地帯総合整備事業債180万円の補正減、4目消防債、消防ポンプ自動車購入事業債、ほか1件で310万円の補正減、5目合併特例債、広域幹線道路整備事業債ほか2件で140万円の補正増、8目教育債、教育施設石綿対策事業債で3,270万円の補正増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○委員長（長島幸男君） 我妻総務部長。

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） それでは、これより歳出について説明をいたします。

初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正についてでございますが、総務課より一括して説明をさせていただきます。

補正予算書の57ページをお願いいたします。

一般職総括における比較欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、給料につきましては1万8,000円の減、職員手当1,624万4,000円の増、共済費584万4,000円の減、以上、全体といたしまして1,038万2,000円の増でございます。職員手当の

詳細につきましては内訳欄のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

また、今回の職員給与費に関する補正につきましては、先ほどの議案第58号の条例改正により予算の整理を行ったものでございます。よろしく願いをいたします。

[発言する声あり]

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） すみません、失礼いたしました。議案第5号でございます。おわびして訂正をさせていただきます。

なお、各所管における職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、17ページをお願いいたします。

総務課所管歳出補正でございますけれども、初めに庶務事務費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、庶務事務費でございますが、財源内訳補正により国・県支出金に2,000円を増、一般財源を2,000円減額してございます。

続きまして、7節の行政管理事務費でございますけれども、先進地視察未実施による支出見込み等の精査により7,000円の補正減でございます。

次に、人事給与管理事務費でございますが、職員採用試験適性検査委託料などの事業確定により46万円の補正減でございます。

次に、職員厚生費、ストレスチェック委託料の事業確定により11万1,000円の補正減、職員研修費、実務研修派遣に伴う駐車場料金及び負担金などの支出見込み等の精査により9万6,000円の補正減でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 滑川市民協働課長。

○市民協働課長（滑川和明君） 同じく17ページ、11の行政区運営経費、8節の報償費、文書配布業務謝金7万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、毎月区長便を通しまして各行政区長へ依頼しております文書等の配布業務に伴う謝金額の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 藤枝管財検査課長。

○管財検査課長（藤枝修二君） 続きまして、管財検査課所管についてご説明いたします。

17ページの一番下の欄になります。

5目財産管理費のうち、まず公有財産維持管理経費の15節工事請負費について118万8,000円の増額をお願いするものでございます。内容でございますが、堅倉地内の市有地、

佐久間歯科クリニックの脇にあります老朽化した自転車置き場の解体に要する経費でございます。この自転車置き場は、昭和50年代前半に旧青年研修センターの自転車置き場として建設されたものでございますが、現在はその機能を果たしておりません。不要物の置き場となっているものでございます。

続きまして、市庁舎維持管理経費の13節委託料でございますが、各委託業務の額の確定に伴いまして、合わせまして33万1,000円の減額をするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（長島幸男君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） それでは、引き続き企画調整課所管についてご説明をさせていただきます。

18ページをごらんください。

6目企画費事業ふるさと寄附金事業につきましてでございますが、ふるさと寄附金収入の増額に伴いまして関係経費の増額でございます。内容についてでございますが、寄附者に対する返礼品代といたしまして、8節の報償費を732万円、また、あわせまして返礼品の送付代といたしまして通信運搬費を219万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

15目特定事業推進費2事業、合併特例推進事業でございます。

〔「すみません、申しわけございません」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） 飯塚玉里総合支所長。

○玉里総合支所長兼総合窓口課長（飯塚新一君） 18ページをお願いします。

支所及び出張所費の一番表の下の方になりますけれども、玉里総合支所関係費についてご説明申し上げます。

11節需用費の中の光熱費で10万2,000円の補正増、主に電気料でございます。

次の19ページに移りますけれども、役務費では手数料7万2,000円の減、委託料で庁舎敷地内除草清掃管理清掃委託料で3万円の減、それから備品購入費で施設用備品購入費25万2,000円の補正増、これは既存のカニオリキでございますが、故障により大分古くなって、20年以上のものでありまして、修理する部品がないということで新しく購入するためのものでございます。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 滑川市民協働課長。

○市民協働課長（滑川和明君） 続きまして、10目コミュニティ活動促進費、コミュニティ活動活性化事業でございます。

9節旅費につきまして4万9,000円の減額、それから住民参加のまちづくり事業、19節負担金、補助及び交付金につきまして54万1,000円の減額補正をするものでございます。旅費につきましては不用額の減額、また補助金につきましては交付額の確定に伴い、減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 太田危機管理監。

○市民生活部危機管理監兼防災管理課長（太田 勉君） 続きまして、防災管理課所管につきましてご説明申し上げます。

同じく19ページ、その続きでございます。

12目防犯対策費、1防犯対策経費につきましては、5節工事請負費1,017万円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な理由といたしましては、国庫補助事業における工事費積算の考え方につきまして、防衛省から諸経費適用の変更指示がございまして、その結果、工事請負費に縮減が生じたことによります。

続きまして、13目防災諸費、1防災行政無線事務費につきましては、財源内内訳補正といたしまして、国・県支出金を58万円減額しまして、同額を一般財源に組み替えるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 我妻総務部長。

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） 同じく15ページ、14目諸費でございます。自衛官募集事務費でございますが、財源内訳の入れかえでございます。国・県支出金に6,000円を増額し、一般財源を6,000円減額してございます。よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 続きまして、企画調整課所管の説明をさせていただきます。

20ページをごらんください。

15目特定事業推進費、合併特例推進事業につきましてでございますが、事業費確定に伴います予算補正減でございます。内容につきましてですが、13節委託料で市循環バスの運行業務委託料で31万5,000円、18節備品購入費で地域循環バスの車両購入といたしまして27万

6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下の地方創生推進事業でございます。こちらにも事業費確定に伴います予算の減額並びに予算繰り越しに伴います事業費の予算増額でございます。

まず、予算繰り越しに伴う事業費増額でございますが、9月定例会におきまして補正予算でまちづくり構想策定業務委託料を計上させていただきましたが、今回新たに策定委員会の委員謝金24万円の新規計上並びに13節の構想策定業務委託料、こちらにつきまして、事業を繰り越しをすることに伴いまして、完了予定が消費税が改正される10月以降になる予定でございます。不足分といたしまして12万円の増額をお願いするものでございます。

ほかの予算につきましては、確定に伴います予算の補正減をお願いするものでございます。以上です。

○委員長（長島幸男君） 亀山市民生活部長。

○市民生活部長兼生活文化課長（亀山 一君） 続きまして、21ページをお願いいたします。生活文化課所管になります。

18目市民文化交流費になります。説明欄に、芸術文化振興事務費はコンサート入場料の減額に伴います財源内訳補正400万円になります。

その下、説明欄3の小川文化センター施設維持管理費で250万円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、委託料で、耐震補強工事実施設計委託料で入札差金300万円減と、需用費の光熱費としまして施設の冷房等における電気料の不足に伴いますの50万円増額となります。

次に、説明欄4、四季文化館施設維持管理費80万7,000円につきましては、需用費の光熱水費で施設の冷房等に使用いたします電気料の不足に伴いますの増額をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（長島幸男君） 園部税務課長。

○税務課長（園部章一君） それでは、税務課所管についてご説明をいたします。

22ページをごらんいただきたいと思います。

2項町税費、2目賦課徴収費、1賦課事務費でございますが98万2,000円の補正減でございます。理由といたしましては、13節委託料で入札等における契約残に伴い、減額するものでございます。

税務課所管については以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 川島収納課長。

○収納課長（川島誠人君） 続きまして、2賦課徴収費であります。全体として316万1,000円の減額補正をお願いするものです。その内容といたしましては、訪問先減少によります収納嘱託員報酬26万円の減額と精算に伴います通信運搬費50万円、収納手数料等240万1,000円の減額でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 我妻総務部長。

○総務部長兼総務課長（我妻智光君） 23ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費、県議会議員選挙経費でございます。

無投票による額確定に伴いまして1,607万2,000円の補正減、主な内訳でございますが、報酬222万3,000円、職員手当等893万7,000円、需用費で78万3,000円、委託料227万円の減額補正でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費、市長選挙経費でございます。無投票による額の確定に伴いまして1,655万円の補正減。内訳でございますが、報酬210万円、職員手当等930万円、需用費48万円、委託料120万円、負担金及び交付金243万円の減額補正でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費、玉里土地改良区総代選挙経費でございます。無投票による額の確定に伴いまして23万円の補正減でございます。主な内訳につきましては、職員手当等7万3,000円、需用費12万4,000円、役務費3万1,000円の減額補正でございます。

続きまして、同じく海区漁業調整委員会委員補欠選挙経費でございます。無投票による額の確定に伴いまして60万6,000円の補正減でございます。内訳につきましては、報酬32万3,000円、職員手当等25万6,000円、需用費2万2,000円、役務費5,000円の減額補正でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） この際、議事の都合により11時10分まで休憩といたします。

〔「説明だけ終わらせたほうがいいのではないか」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） それでは、引き続きお願いします。

佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。こちらにつきましては、歳入兼委託金の統計調査員確保対策事業交付金の増額確定によります所要の経費の増額補正でございま

す。

次に、2目指定統計費、1常住人口調査費から、6農林業センサス費までの4事業につきましては、事業終了に伴います予算の減額補正並びに経費の入れかえをお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（長島幸男君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

34ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健衛生費でございます。

まず、環境衛生事務費といたしまして、19節負担金、補助及び交付金、湖北水道企業団負担金28万6,000円の増につきましては、湖北水道企業団職員に係る児童手当に要する負担金でございます。

環境フェスティバル実行委員会補助金1万7,000円の減につきましては、事業費確定による補正減によるものでございます。

次に、空き地雑草除去事業といたしまして、13節委託料、空き地雑草委託料173万5,000円の減につきましては、受託面積の減によるものでございます。

次に、6目空き家対策推進事業費といたしまして、7節賃金、臨時職員賃金21万円の減でございます。臨時職員勤務日数の減によるものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ処理対策経費といたしまして、1節報酬、廃棄物減量等推進審議会委員報酬3万5,000円の減につきましては、報酬対象委員の確定によるものでございます。

11節需用費、消耗品費100万円の減でございます。入札残によるものでございます。パンフレット、リーフレット代25万9,000円の減につきましては、契約額の確定に伴う減でございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、不法投棄対策経費といたしまして、1節報酬、不法投棄監視員報酬3万6,000円の減につきましては、報酬対象委員の確定によるものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目じんかい処理費、ごみ処理施設一部事務組合負担金経費といたしまして、19節負担金、補助及び交付金1億3,220万4,000円の減につきましては、昨年10月に新広域ごみ処理施設に係る実施設計が取りまとめられ、各年次の整備事業の工

程が確定したことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 長島消防次長。

○消防次長兼総務課長（長島久男君） 続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。

44ページをお開きください。

9款消防費、1項1日常備消防費、中段になります、3常備消防総務事務費、9節旅費14万9,000円の補正減につきましては、京都市で開催を予定しておりました全国消防救助大会が台風20号の影響で中止となったためでございます。4教育訓練研修経費239万8,000円の補正減につきましては、救急救命士養成研修の予定職員が体調不良により入校を辞退したためでございます。

内訳ですが、9節旅費32万7,000円の補正減、19節救急救命士研修入校負担金207万1,000円の補正減でございます。

8警防活動経費、18節備品購入費17万円の補正減につきましては、耐熱服購入に伴う入札差金でございます。

9救急救助活動経費、18節自動車購入費184万円の補正減につきましては、玉里消防署高規格救急自動車更新に伴う入札差金でございます。

10通信指令運営経費、19節負担金113万4,000円の補正減につきましては、茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金が減額となったためでございます。

次に、45ページに移ります。

2目非常備消防費、1消防団活動経費、9節1費用弁償218万円の補正増につきましては、災害出場件数が当初見込み件数を超えたため、消防団の出動手当をお願いするものでございます。

次に、3目消防施設費、1消防施設整備事業、13節委託料で203万6,000円の補正減でございます。

内訳ですが、防火水槽設計委託料27万円の補正減につきましては、入札差金でございます。消防機庫新築工事設計委託料176万6,000円の補正減につきましては、入札差金及び事業終了に伴う不用額でございます。

18節自動車購入費150万1,000円の補正減につきましては、消防団車両2台更新に伴う入札差金でございます。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 立原企画財政部長。

○企画財政部長兼財政課長（立原伸樹君） 続きまして、52ページをお開き願います。

12款1項公債費、2目利子、地方債償還利子は、財源内訳補正としまして県補助金を199万9,000円減額し、一般財源で同額を増額するものでございます。

13款諸支出金、1項基金費については、総務常任委員会所管部分を一括して説明いたします。

1目財政調整基金費で67万2,000円の補正減、53ページに移りまして、2目減災基金費で279万3,000円の補正減、いずれも歳入における利子補正に伴うものでございます。

3目公共施設整備基金費で1億3,294万6,000円の補正増、歳入における利子補正に伴うもののほか、広域ごみ処理施設建設負担金に対し交付されます震災復興特別交付税について、来年度の震災復興特別交付税算定の際に本年度過大交付分が差し引かれて交付されることから、本年度過大交付分をあらかじめ基金に積み立てし、来年度の広域ごみ処理施設建設負担金の財源とするため、補正するものでございます。

9目国際親善交流基金費で9,000円の補正増、歳入の利子補正に伴うものでございます。

11目幡谷浩史環境福祉整備基金費で292万9,000円の補正増、歳入における環境保全に対する指定給付金の補正に伴うものでございます。

15目ふるさと応援基金費で1,830万6,000円の補正増、歳入における利子及びふるさと応援に対する指定給付金の補正に伴うものでございます。

54ページをお開き願います。

18目合併振興基金費で81万円の補正減、歳入における利子補正に伴うものでございます。

24目公共用バス整備基金費で600万円の補正増、歳入における特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資に積み立てするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） それでは、ここで休憩といたします。

11時20分までお願いします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（長島幸男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部よりの説明は、休憩前に全て終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

植木委員。

○4番（植木弘子君） では、数点質問させていただきます。

まず、11ページ、総務手数料としまして、市税督促手数料が減ということで、これは実際に出向いて督促しないできちんと徴収業務が行われているということで、理解してよろしいんでしょうか。その辺、もう少し詳しくご説明お願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 川島収納課長。

○収納課長（川島誠人君） ご質問にお答えします。

現年度貸借としてずっと継続してやっておりますので、その効果もありまして督促状の発券数が減ったものと思います。お願いします。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） わかりました。

金額ではなくて、券数とかで今もしわかればどのぐらい削減できているのか。わからなければ、後でも構いません。

○委員長（長島幸男君） 川島収納課長。

○収納課長（川島誠人君） 1券当たり手数料100円だったと思いますので、3,000券ということになります。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） 立券、3,000券削減というよりも昨年に比べてどのぐらいの券数が減ったか、その辺、もしわかりましたらそれこそ後ほどで構いませんので、数字的にもし出していただければよろしくをお願いいたします。

すみません。じゃ、続いていいですか。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） 続きまして、21ページ、市民文化交流費で400万減ということで、何か事業が、計画していたものができなかったということでしょうか。ちょっとこの辺、詳しくご説明お願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 林生活文化課長補佐。

○生活文化課長補佐（林 美佐君） 植木委員の質問にお答えいたします。

今回のコンサート入場料の減額400万円に伴いまして、こちらの支出のほうで財源内訳補正という形になっておりますが、当初、小川文化センターアピオスにおきまして、6,000円のチケット代を売りまして1,000人入るコンサートを2回見込んでおりまして、1,200万円の予算収入の見込みをしてございました。また、四季文化館みの～れにおきまして、5,000円のチケット代に530名が入る、当初の予算で265万円を組んでいたところですが、今年度、小川文化センターアピオスにおきましては吉幾三コンサートを、S席が5,500円、A席が4,500円のチケット代として2回公演のコンサートを行っております。また、みの～れにおきましては劇団四季の公演を、チケット代が大人4,000円、子供3,000円のS席と大人3,000円、子供2,000円のA席と少し減額した形で販売をしております。それぞれ小川文化センターアピオスにおきましては331万6,150円の減額、みの～れにおきましては69万1,700円の減額が見込まれ、合わせて400万7,850円の減額等になり、そのため、今回事業等が確定しましたので、400万円の収入減額という形でさせていただいているところです。

以上になります。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） わかりました。

計画していたものが何か中止とかになったというのではなく、あくまでも予算立ても少しでもいいもの呼びたいという思いでのこの予算だったのかなと思いますので、了解いたしました。引き続き、お願いしたいと思います。

あと、最後に1点、34ページになりますが、空き地雑草除去事業ということで、面積の減によるということで、これももう少し詳しくご説明いただきたいと思いますので、お願いします。

○委員長（長島幸男君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） お答えいたします。

当初予算での発注面積でございますが、55万6,000平米の予算立てをしておりますが、実績としまして22万ぐらいの実績がございまして、今回173万5,000円の減額をしておりますが、これにつきましては、平米90円で発注してございまして、1万9,300平米ぐらいの減の面積になっております。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） わかりました。ありがとうございます。

数値的なものはわかりましたけれども、場所的にどこか、市のものじゃなくなったところが除草作業とかしなくてよくなったとか、ちょっとそういった部分でご説明をお願いします。

○委員長（長島幸男君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） この空き地雑草の受託につきましては、春と秋の年2回の実施をしております。状況によりましては年1回で済んでしまう場所もございます、そういうことから還付等もしている場合もございますので、そういった面積の減でございます。業者につきましては、市内4業者に発注しております。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） 理解できました。ありがとうございます。

あと、もう一点、すみません、もう一つだけお願いいたします。

44ページ、消防費のほうで、教育訓練の中で、救急救命士の研修生が入校を辞退ということで、これは経費削減という形になっておりますが、かわりにこの入校する方というのがいなかったのか、ちょっとその辺、どのような形で行っているのか、推進しているのか、その辺も含めてご説明いただきたいと思います。

○委員長（長島幸男君） 長島消防次長。

○消防次長兼総務課長（長島久男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

救急救命士の養成でございますが、入校の2年前から入校者を決定しております。

それで、1年前から救命所からの学力テストを定期的に行っておりまして、それと県の学力テストを行っております。そういった関係で、代理というか、そのかわりになる者を入校させることが困難だったことによりまして入校辞退ということで、今回減額させていただきました。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） 状況、わかりました。ありがとうございます。

今回受けられなかった方の体調とか考慮して、次回受けるということは可能なんではないか。その辺、お願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 長島消防次長。

○消防次長兼総務課長（長島久男君） 今現在は勤務をしておりますが、これから病気が完治

すれば、そういった可能性はございます。

ただ、来年度は違う者がもう入校を決定しておりますので、今後本人の状況を見ながら、それは決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） わかりました。

2年がかりで人材を送り出しているということの実情が理解することができました。今回残念だった方、何とか救済の方法、手だてがありましたら、ぜひ、そこまで2年かけて頑張ってきた方だと思いますので、また、こういった救急救命士の育成というのはすごく大事なことだと思いますので、市の人材、財産になりますので、引き続き頑張っていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 川島収納課長。

○収納課長（川島誠人君） 督促状の発布件数は、平成29年度は19,400件、平成30年度は18,900件（見込み）で、500件の減少となっております。

督促手数料収入を減額補正した理由は、上記の督促状発布件数の減少による収入減のほか、収納率の向上等による滞納繰越調定額の約1億円の減少に伴う収入減によるものであります

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） わかりました。

私からは以上です。

○委員長（長島幸男君） そのほかございますか。

小川委員。

○12番（小川賢治君） それでは、歳入のほうで、10ページお願いしたいんですが、市のたばこ税なんですが、減になっているということなんですが、この要因というのはどのようなことなんでしょうか。

○委員長（長島幸男君） 園部税務課長。

○税務課長（園部章一君） ただいまのご質問の答弁ですけれども、一番の要因は喫煙人口の減少にあると思われまます。

以上になります。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） 確かに喫煙人口が減少しているというのが原因かもしれませんが、

それにしても大分多額なんです、市のほうのこの喫煙の人口というのはどのぐらいなんですか。

○委員長（長島幸男君） 園部税務課長。

○税務課長（園部章一君） 市内の喫煙人口の把握でございますけれども、把握はできておりません。申しわけございません。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） 確かに、人口は把握できない、このたばこの販売の本数ですか、そういう数字も減少している状況かなというふうに思います。やむを得ない状況かなというふうに思います。

続いて、13ページの財産収入で、不動産売り払い収入ですが、この状況についてご説明よろしくをお願いします。

○委員長（長島幸男君） 藤枝管財検査課長。

○管財検査課長（藤枝修二君） 財産収入の不動産売り払い収入についてご説明いたします。

昨年度は全部で8件ございまして、道路の形態をなしていない道路やもう水路の用を足していない水路などの売り払いになってございます。廃道時期や道路の拡幅に伴う余剰地など、その隣接地の方からその土地を求められたものについて売り払いをしております、昨年度は8件ございました。

説明は以上です。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） 8件あったというようなことなんです、廃道、いろいろな状況があったかと思うのですが、場所的にはどのようなところが多かったんでしょうか。

○委員長（長島幸男君） 藤枝管財検査課長。

○管財検査課長（藤枝修二君） 場所につきましては、市内一円の中の一部それぞれになっております、ちょっと個別に行政区とか、そういったものを今ここではちょっと申し上げるところが、資料がなくてできないんですが、ちょっとすみません、そういった答弁になってまいります。

以上です。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） わかりました。

次に、19ページ、防犯対策費ということで、防犯対策経費ですか、この中の防犯カメラ整

備工事ということで120万という数字が挙がっておりますが、この現在の防犯カメラの整備工場の状況、ちょっとよろしくお願ひしたいと思うのですが。

○委員長（長島幸男君） 道口防災管理課課長補佐。

○防災管理課長補佐（道口 聡君） 現在の防犯カメラの状況につきまして説明させていただきますと思います。

現在市で管理する防犯カメラにつきましては、各小・中学校、各施設とは別に、街頭防犯カメラというものを羽鳥駅周辺に6台、それと今回工事をやらさせていただきましたこの工事の受け、これが27台、一応交差点等に常設させていただきました。それで、合計で33台設置しております。この27台につきましても、過日カメラの検査を行いまして、あと近隣の町に年度内に約8割強で通電が終わりまして、稼働するような状況でございます。

以上です。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） 27台、各交差点ですか、それから羽鳥駅周辺ということで、年度内完了という状況、わかりました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○委員長（長島幸男君） そのほかありますか。

大和田委員。

○16番（大和田智弘君） じゃ、1点だけお伺いします。

45ページの消防関係ですけれども、非常時消防費の中で、消防団の活動経費、そういう中で費用弁償が出ていますけれども、218万、先ほどの説明で件数が大変多かったということですが、確かにサイレンの数は多く聞きましたけれども、中でも誤報による出動件数もあったのかなと思いますけれども、その辺はどのように把握していますか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（長島幸男君） 長島消防次長。

○消防次長兼総務課長（長島久男君） ただいまのご質問にお答えします。

今年度、消防団の出動件数ということで、昨日までで69件の出動があります。その中で、誤報につきましては10件ということで、出動をしております。これにつきましては、火災と間違っていて通報したというか、実際火災だと思って通行人は通報したわけですが、実際消防隊が行ったときには、たき火の放置とか、そういったもので誤報ということで、処理をしております。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 大和田委員。

○16番（大和田智弘君） ありがとうございます。

中でも、いたずらのなことはあったかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（長島幸男君） 長島消防次長。

○消防次長兼総務課長（長島久男君） いたずらというのは虚報ということなんですが、本年度はございませんでした。

以上でございます。

○16番（大和田智弘君） 以上です。

○委員長（長島幸男君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）（総務常任委員会所管事項）について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成30年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） 続きまして、霊園事業特別会計につきましてご説明いたします。

歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ631万円を減額し、歳入歳出総額を1,896万8,000円といたします。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節霊園使用料でございます。400万円の減でございます。新規募集区画10区画分の減、9霊園3区画分の増によるものでございます。

2款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金、霊園整備基金繰入金でございます。171万円の減でございます。契約確定後に係る更正減でございます。

次に、歳出でございますが、1款霊園事業費、1項霊園施設管理費、1目霊園施設管理費、市営霊園管理事業でございます。まず、13節委託料、霊園排水工事設計業務委託料171万円の減につきましては、契約確定に係る更正減によるものでございます。25節積立金、霊園整備基金積立金460万円の減につきましては、先ほど申し上げました使用料の減によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） すみません、ちょっと一部訂正をお願いいたします。

歳入でございますが、1款使用料及び、霊園使用料でございますが、先ほど400万と言いましたが、460万円の減でございます。申しわけございません、訂正させていただきます。

○委員長（長島幸男君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第21号 平成30年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中村秘書政策課長。

○秘書政策課長（中村 均君） それでは、議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

水戸市を中心とする県央地域9市町村間において協定を締結いたしまして、公の施設の広域利用を現在実施しておりますが、このたび協定対象施設の変更に伴い、改めて協定を定めることについて協議いたしたく本案を提出するものでございます。

議案のほうの2ページを2枚ほど返していただきまして、協定書の条文の改正につきましては、第6条をごらんいただきたいと思います。

平成30年3月30日付で締結した公の施設の広域利用に関する協定書は、平成31年3月31日に限り、廃止するとしていたしまして、期日を改正しているところでございます。

続きまして、変更した施設につきましてご説明いたします。

さらにページを返していただきたいと思います。

まず、お開きいただきました別表1ページ目に、水戸市に東町運動公園につきまして施設の新設に伴い新たに追加するものでございます。

次に、2ページ目をごらんになっていただきまして、那珂市の瓜連体育館のうちから、サブアリーナ及び会議室が施設の改修に伴い廃止になったことから削除になりまして、アリーナだけが残ってのこれからの広域利用になっていくというところでございます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

岩本委員。

○9番（岩本好夫君） これ、笠間市は図書館だけなんだけれども、何か特別な理由があるんだっけか。

○委員長（長島幸男君） 中村秘書政策課長。

○秘書政策課長（中村 均君） ただいまの岩本委員のご質問にお答えいたします。

特別、笠間市が図書館だけということで、特別な理由があるということではないと思われ
ます。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本会議に付託された議案等の審査は全て終了いたしました。

続きまして、その他でございますが、何かございますか。

植木委員。

○4番（植木弘子君） すみません、玉里支所のほうで改修工事が進んでいると思いますので、進捗状況のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（長島幸男君） 飯塚玉里総合支所長。

○玉里総合支所長兼総合窓口課長（飯塚新一君） ただいま植木委員から、玉里総合支所の改

修工事の進捗状況ということでございますが、工事のほうは予定どおり進んでおりまして、今月工期20日、19日に市のほうの竣工検査を行うことで進んでおります。ほぼ現在ほとんど完了ということで進んでおります。

内容につきましては、1階入りまして、玄関全面改修、自動ドアの全面改修と3階までのエレベーター設置工事、それから1階、2階、3階の各部署におけるトイレの改修工事、また1階部分につきましては障害者用の多目的トイレ、また1階部分のホール、玄関入って左側に赤ちゃんの駅ということで改修しております。また、3階部分についてが主な改修工事でございますが、3階の大会議室の全面改修、それから一部議場の改修というような内容で、ほぼ予定どおりの進捗状況でございます。

以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） わかりました。順調に進んでいるということで、ちょっとそんな中、事務している職員の皆様は大変だと思いますけれども、もう少しで完成しますので、私も楽しみにしております。

以上です。

○委員長（長島幸男君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） なければ、この後は議会案件となりますので、執行部はここで退席となります。

ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（長島幸男君） 続いて、議会案件に移ります。

1つは、次の議会報告会、8月5日から7日に予定されておりますが、今定例会の総務常任委員会での付託案件ですか、事項、そのほか所管事項の中で議会報告会で報告をしたほうがいいのではないかなという意見がありましたらお願いします。既に前もって前にヨーグルトサミットの件は1つ項目として入れるということになっておりますが、今回の委員会での案件でありましたら、またそのほか所管事項の中でも結構ですので。

○議長（市村文男君） 今回は新しい条例ができたぐらいで。

○委員長（長島幸男君） そうですね。

これはちょっと私もいつまでにということはまだ聞いてはいないんですが、それでは、正

副委員長で協議しまして、まとまりましたら皆さんのほうにもお話ししまして、ご報告したいと思います。

○9番（岩本好夫君） 恐らく6月の定例内だね。定例終了までということだね。

○委員長（長島幸男君） そうですね。

そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） 続きまして、平成31年度の行政視察研修ということで、できれば時期、研修内容、研修方面などを決めたいと思うんですが、急遽ということで、まだ私らもちよっと思いつかないんですが、皆さんのほうでこういう場所と、まず時期ですね、いつごろがよろしいのか。現在決まっているのは、5月には15、16日と百里基地・茨城空港対策特別委員会、これ三沢基地ということで。そのほか議長のほうの予定で20、21日が基地総会、27日が県市議会議長会、29、30日が関東市議会議長会、こういうのが入っているようですよ。ですから、5月の場合には……

○9番（岩本好夫君） ちょっといいですか。恐らく産建のほうも5月の半ば過ぎだと思うよ、この間話していて。

○委員長（長島幸男君） 大体決まっているの。

○9番（岩本好夫君） 大体5月の半ば過ぎ、同じころだと思うんだけど、ことしは改選の年でしょう。恐らく一部事務組合あたりが7月ごろいっぱい入ってくると思う。だから、5月とかそのぐらい、余り重ならないほうがいいと思うし、あとは委員さんの、全員の、議長までとなると難しいと思うから、委員長、副委員長含めて委員さんの日程で決めたほうがいいんじゃないかなと思うんだけど。まず、時期をよくほかの常任委員会とか特別委員会と話し合っ、て、時期が重ならないようにしたほうがいいと思います。

○委員長（長島幸男君） そうですね。

それでは、各常任委員会、また特別委員会の委員長ともよくお話を聞いて、もう既に決定された方が優先的になると思うんですが、そういうことでご了解いただければ、また皆さんのほうにお話ししたいと思います。それと……

○9番（岩本好夫君） 決め方によると、毎週行くようになっちゃう人も。

○委員長（長島幸男君） そうなんですね。

これで7月というのはどうなんですか。5月がいっぱいだと7月になるので。

○16番（大和田智弘君） 6月の定例というのは基本的には今度決まるんでしょうけれども、

いつごろ予定されるのかな。

○議長（市村文男君） 6月だね。県の議長会があるので、その議長会とかちょっと出席しなくちゃならないので。

○16番（大和田智弘君） いや、定例会は大体……

○議長（市村文男君） だから、その後になると6月入ってすぐ。

○16番（大和田智弘君） いずれにしても、お任せします。

○9番（岩本好夫君） 恐らく産建と地方創生が一緒に行くことになるかもしれない、これはちょっとわからないけれども。だから、5月に行くとしたらば、連休ごろは難しいから……。

○委員長（長島幸男君） これ今見てみると、ちょっと副委員長ともあれしたんだけど、5月はこうやってくると8日、9日か22、23日あたりかなと。でも、今、岩本委員のほうで、そこ22、23日と……

○9番（岩本好夫君） 毎週行くことになっちゃうんで、気をつけないと。俺、前そうだったんだ。毎週入ってて。

○委員長（長島幸男君） それでは、事務局と相談しまして……

○9番（岩本好夫君） うまく日程入れてください。

○委員長（長島幸男君） それと、研修先はどうですか。これもお任せ……

〔「お任せします」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） 去年はちょっと遠いところに行ったんですが、どうですか。

○16番（大和田智弘君） あれはちょっと遠過ぎだから、日程的によく考えてください。

○委員長（長島幸男君） あとは、こういうこと言ってまだはっきりは決まっていらないんですが、夏は暑いから。

○9番（岩本好夫君） いや、いいんじゃないの。暑くても、日程重視でいいの。

○4番（植木弘子君） すみません、何を視察するか、中身を。

○12番（小川賢治君） 中身だよ。

○委員長（長島幸男君） 中身だよ。だから、でも……。

○1番（村田春樹君） 8月でも大丈夫ということですかね。

○委員長（長島幸男君） 北海道と言った場合には……。

○12番（小川賢治君） 物見遊山じゃないんだから、内容ですよ。

○委員長（長島幸男君） それでは、所管部署の部長級とも懸案でこういうところを視察したいというようなお話がありましたら、こちらでよく聞いて、まとめましたら皆さんのほう

にご報告したいと思います。

〔「よろしく申し上げます」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） わかりました。

それでは、本日の協議事項全て終了いたしました。

皆さん、どうもご苦労さまでした。



◎閉会の宣告

○副委員長（村田春樹君） それでは、総務常任委員会を終わりにいたします。

長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後12時00分 閉会